アジア共同行動九州山口実行委事務局からの報告

6月6日 岩国「海の裁判」で不当判決

6月6日、原告7名、傍聴支援者43名が見守る中、山口地裁で岩国基地沖合移設埋立承認取消請求訴訟(海の裁判)の判決公判が開かれた。山口地裁の山本善彦裁判長は原告の訴えを却下した。判決理由も公判では述べず、ものの20秒ほどで閉延するという不誠実なものだった。

この裁判は、田村順玄市議を原告団長に、計 18 人の市民が原告になって、防衛省が実施した滑走路移設事業に対する山口県知事による埋め立て承認処分の取り消しなどを求めたもの。08 年 2 月 7 日提訴以来、延々と審理が引き伸ばされ、6 月 6 日の判決公判で 19 回目となる。

判決理由として、埋め立て工事は完了している。仮に県の承認が取り消されたとしても国に「原状回復義務」はなく今回の原告の訴え自体に利益がない、とした。岩国市民が訴える「目的の逸脱」等への踏み込んだ判断もなく、(1) 埋め立て工事の完了、(2)法律に国による現状回復義務が明文化されていない、という入り口のところで逃げた。

公判後の報告集会では、田村市議や弁護団は、内容に踏み込まず、「埋め立て工事の完了」という既成事実を追認した不当判決であると次々に批判した。同時に、4つの裁判や様々な形での岩国市民の反基地の取り組みが、基地機能拡張の歯止めになってきたこと、艦載機やオスプレイの岩国基地配備を阻んでいること、を確認した。

沖合移設の経過

- 1996年 騒音軽減や墜落事故回避を目的として、県は公有水面埋立法に基づき国から申請された埋め 立てを承認した
- 2006 年 日米両政府が、14 年までに厚木基地(神奈川県)から空母艦載機 59 機を移転させることで 合意
- 2008年 1月 政府が艦載機移転に伴い一部地域で騒音が増すなどとする添付図書の変更申請 2月 わずか1カ月の内部協議で国の利用計画変更申請を県知事が承認

争点①「目的の逸脱」

沖合移設事業は「墜落の危険の回避」や「騒音の軽減」などの効果を求め実施された。しかし、完成まであと数年という時期から目的がすり変わり、米軍再編計画で神奈川の厚木基地から空母艦載機を移転させるという国の方針を推進する事業になり、当初の目的を大きく逸脱している。

争点②「手続き問題」

手続きの適切性。公有水面埋立法は、埋め立て地の用途を変える場合、縦覧や首長への意見聴取など を義務付けているが、県知事は08年の国からの申請後、1カ月の内部協議で承認した。

艦載機移転は明らかに用途の変更。地元の意見も聞かず、法に基づく縦覧や意見聴取をせずに県の内部手続きのみで変更を承認したことは違法行為である。

争点③工事の竣工(完了)

埋め立てられた基地では再編関連工事が進み、事業そのものはまだ終わっていない。 また、埋め立てにより破壊される「藻場」の回復に努めると約束していたが、何ら講じられていない。

被告・山口県側の主張

騒音や安全性の改善という目的に変わりはない。飛行場用地とする埋め立ての用途自体は変更対象とはなっていない。埋め立て、変更申請の承認とも適法。工事は既に完了しており、原告に訴えの利益はない。

山口県は、移設事業が既に完成しているという論点を主張し、いたずらに審理を引き延ばし、その間 に工事を急ぎ、2010年5月から新滑走路の運用を始めた。

判決

埋め立て工事はすでに完了し、おととし5月から新しい滑走路の運用が始まっている。仮に法律違反があって埋め立ての承認を取り消したとしても、埋め立て地を海面に戻すことは法律上不可能(法文上、国に「原状回復義務」はない)で、今回の原告の訴え自体に利益がない。

評価

田村順玄・原告団長:住民の悲願であったこの埋め立て工事が空母艦載機部隊の受け皿作りに使われたことに司法の場で判断が下されなかったことはとても残念だ。

山田延廣・弁護団長:埋め立てが完成したから裁判をやってもしょうがないと窓口で切り捨てないで実質的な判断をして欲しかった。控訴については原告の意見も聞いて控訴すべきであると考えれば控訴しますが、現在は白紙の状態です。

公有水面埋立法は大正時代に成立した法律。当時は知事のポストもなく、国が派遣した「地方長官」が知事の任を果たしていた。そのような法に国の瑕疵を正す文言がないのは、国家を絶対視していた当時の状況から見て仕方の無いこと。

山口地裁・山本善彦裁判長は、内容的に踏み込まず、「法文に原状回復義務規定がない」という入り口のところで不当判決を下した。弁護団によれば、判決文には「原告に与することは出来ないが、言い分は分かっている」ということをにじませるような表現があるとのことだが、それも言い訳に過ぎない。